

議案第 17 号

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

墨田区シルバーピア条例（平成 9 年墨田区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「令第 16 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 区長は、使用者（公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に限る。第 27 条第 2 項において同じ。）が第 24 条の規定による収入に関する報告をすること及び法第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該使用者のシルバーピアの使用料を、毎年度、省令第 9 条で定める方法により把握し、第 25 条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 2 条及び令第 16 条第 1 項に定める算定方法により算定した額とすることができる。

第 13 条中「第 10 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を、「第 27 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 11 条及び第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び令第 16 条第 2 項」に改める。

第 18 条中「公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）」を「省令」に、「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 25 条第 1 項中「報告」の次に、「（第 10 条第 3 項又は第 27 条第 2 項の規定により、省令第 9 条で定める方法により収入を把握した場合を含む。）」を加える。

第 27 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「令第 16 条第 1 項」に改め、同条第 2 項

中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 区長は、使用者が前項の規定に該当する場合において第２４条の規定による収入に関する報告をすること及び法第３４条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第１０条第３項及び前項の規定にかかわらず、当該使用者のシルバーピアの使用料を、毎年度、省令第９条で定める方法により把握し、第２５条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第８条第３項の規定により準用する同条第２項及び令第１６条第１項に定める算定方法により算定した額とすることができる。

第３０条第１項中「第２７条第１項」を「第３項並びに第２７条第１項及び第２項」に改める。

付 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１０条第１項の改正規定、第１３条の改正規定（「第１１条及び第１５条第２項」を「第１２条及び令第１６条第２項」に改める部分に限る。）、第１８条の改正規定（「第１１条」を「第１２条」に改める部分に限る。）及び第２７条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等の収入報告義務の緩和をするほか、公営住宅法施行令の一部改正及び公営住宅法施行規則の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。